

平成30年度第3回石狩市行政資料館設立等検討懇話会議事録

日 時 平成31年3月13日（水）午後2時00分～4時00分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

〔委 員〕 山田 正 会長

石黒 隆一 副会長

工藤 泰雄 委員

〔事務局〕 総務部長 及川 浩史

同部情報政策課長 森本 栄樹

同課文書・統計担当 主査 作田 洋二

同課文書・統計担当 主任 泉 亮子

傍聴者 なし

議 題

1 デジタル化の趨勢と文書管理

2 研修受講報告

【事務局】：第3回石狩市行政資料館設立等検討懇話会を開催します。

本日は、前回提言の柱を示して真意を頂きたいと説明したが、昨今の国の情勢よりデジタルファースト法案など情勢の変化もあるので、もう一回議論をいただき、年度をまたぐ形で再度懇話会を開催して提言を取りまとめるというイメージで考えている。皆様のご了解をいただければ次回5月か6月に開催して提言を取りまとめることとする。

【山田会長】：今、事務局から話があったように、今日の3回目である程度の方向性をとりまとめる予定だったが多少情勢の変化などもあり、もう一回行うこととした。今回ある程度の方向性が出ればよいと思う。会議次第に従い会議を進行する。事務局より資料の説明をお願いします。

（資料01の説明）

【事務局】：これまでの検討の過程は、第1回では現状把握と他自治体の視察報告、第2回では行政資料館の役割を説明し、3回目でファイリングシステムの説明をする予定だったが、年末に東京で行われた研修に行った際に国で公文書のデジタル化が進むと聞き、デジタル化が進むと紙の文書が必要なくなるの

で今後のあり方を検討し直し、その報告書を追加した。最後に意見書ということで。振り返るとほぼ説明したとおりである。前回ファイリングシステムの話に突っ込みすぎたが、提言はもう少し大きな視点でいただきたいということで今回の資料をまとめた。

デジタル化は私どもの手続、仕事のあり方に大きな影響を与えるので、これについて軽く説明させていただきたい。国の動きとしては、デジタルガバメント推進方針が平成29年に示されて、デジタルファースト、そもそも初めからデジタルで紙は作らないことや、ワンストップオンリー、すなわち一回だけで手続が済むこと、コネクテッドワンストップといってあらゆる手続をつないでワンストップで、一箇所でできてしまうということ、これらがデジタルガバメント実行計画ということで閣僚会議決定されている。

電子決裁法加速化方針、これも閣僚会議決定している。すべての書類をデジタルに一本化する方向でもうすでに動き出していて、今年の国会にも公文書管理法の改正という形で法案が提出され、決裁は全て電子化すると想定されている。

将来的には地方公共団体もデジタルファーストになると想定され、デジタル化を踏まえて今後我々も考えていかなければならない。

デジタル化すると文書のライフサイクル管理が非常に厳密になる。誰がいつ作った、最新か最新ではないか、というのは紙に比べてデータの修正が容易で物理的消去も必要ないので簡単に偽造ができてしまうので管理が厳密になる。文書＝ドキュメントと記録＝レコードで峻別が必要である。

文書は決裁前の段階では修正変更が可能だが、決裁後になると権限のない修正・変更は許されない。国の公文書管理で問題になっているケースは改ざんがされていたということがあるが、それをデジタル化するとできなくなる。ということは紙においても同じことで記録になってしまった段階においては物理的に修正・変更を難しくする手段が必要だと考えている。

当市は行政資料館が何をすべきかということを考えなければならない。

非現用公文書・歴史的公文書の管理は保存する歴史的公文書等のすべてに対して市民がアクセス可能となる状態にしなければならない。これはシステムの問題もあるし、条例改正等の手続が必要になると思う。

次にアクセス可能にするには現用公文書からの選別収集・管理をもれなく実施して、移管も全ての文書について選別の目を光らせる、いわゆるレコードスケジュールが必要になると考えられる。

それからデジタルアーカイブの構築、すでに写真とかポスターとかデジタルで保管しているものはたくさんあるが、これをインターネット上で公開することによって市民の利用の利便性を高めていきたいと考えている。

そして現用公文書の管理を非現用公文書の管理の前段として行わなければならない。説明責任を果たすための条件として記録の要諦・真正性等を確保するために、改ざんしない状態で、作成した公文書のすべてを市民がアクセス可能な状態にする。

アクセス可能な状態にするためには、まず目録の公開が必要である。国で

はファイル管理簿の作成を義務付けていて公開されているが、私どもはまだそれができていない状態である。現場では公文書を作成して使わなくなったから書庫に入れて、物理的に狭くなると大きい書庫に移してというライフサイクル管理をしているが、今後は利用者目線、市民目線でライフサイクルを管理する必要があると思う。つまり作成されたらすぐに、目録をいつでも見られる状態にすることが必要と考えている。いずれにしても、作成した公文書を100%把握することがまず重要だろうと考えている。

それから2番、高品質の公文書を作成すること、これはすべての公文書が公開されることを前提として作成されるということ。

市民からの開示請求や問題提起に対して、行政の行為の理由をきちんと説明できるように市役所の組織に働きかけていく。これは作成した文書の内容がよくわかるとか記録が残っているとかそういうことだと思う。目録があることは当然として、書かれている文書の内容を高品質にしていかなければならない。

まとめると市民と情報を共有すべし、共有すべき情報の品質を高めるべしということである。共有の方法としては目録の公開について、現用公文書のデジタル化の進捗はいつになるか不明だが、既存の非現用公文書の歴史的公文書の公開は速やかに行うべきだと考えている。目録を公開しないとやはり市民の利用は難しいと思う。

現在当課で作成している目録は市誌資料として収集している文書・物をすべて収めており、非現用文書や地域資料のみ抜き出す必要がある。看板やヘルメットといった物まで入っているが、このようなものは市誌・地域資料には馴染まないかと思う。それを抜き出す必要がある。目録自体、実は完璧ではないのでそれを精査する必要もあるが、今の体制では時間がかかると考えている。

それから公開手続の規定。現行制度においては歴史的公文書といえども情報公開条例に基づき開示請求して、その上で見せることになる。これでは利用手続が非常に煩雑なので開示請求によらずに利用できる道を開くべきだと思う。手法は、情報公開条例の改正で対応するケースや、公文書管理条例を制定する方法もある。理想を言えば公文書管理条例を制定するのが良いが、現用公文書に関する規定や廃棄の手続など厳格化しなければならないのでハードルは高いかと思う。

そしてデジタルアーカイブの公開について。デジタルアーカイブの公開をしている自治体はけっこうあり、今回例として挙げているのが恵庭市・函館市・新庄市。クリックするとその属性に合った資料が画面上で見られるようになっている。これであれば遺跡も見せることができ、古い文書も見せることができ、写真やポスターなども見せることができる。これは博物館や図書館と一緒にできる可能性もあるので、今後検討していきたいと考えている。

現用公文書の管理の方法について、歴史的公文書の選別を構造化するにはより上流、現用文書の段階からコントロールすべきというのは一致した意見だと思うが、今のところすべての公文書を把握はできていないので、ま

ず作成されたすべての公文書を把握すべきである。

それから文書と記録の峻別、先ほど申し上げたドキュメントとレコードの峻別を、改ざんがされないことを制度的に担保する意味で、きちんとすべきだと考えている。然るべき権限のある者のした決定・確認は記録として管理すべきであって、決裁文書は起案した部署以外の場所で管理すべきであると考えている。

そこで中間書庫というものを設置して、現用文書を原課とは違う場所で保管することが必要だろうと。

保存期間の有限化も有効である。有限化することによって永年保存文書として原課で抱えておくことができなくなるので、必ず選別の対象になり、歴史的公文書の選別が進むのではないかと考えている。

次に市民との公文書の共有、これは公文書目録の公表と信頼できる目録の作成が必要である。歴史的公文書が選定される前から市民と共有しておくということになるが、それは何が残され何が捨てられたかというのも記録として残るので、これも市民との共有になると思う。ただこちらについては何らかのシステムを導入しないと難しいと考えられる。今はエクセル等で管理しているが、すべての部署のすべての文書を統一的に管理把握するというシステムにはなっていないので、何らかのシステムを入れない限り難しいと考えられる。

それから先ほども申し上げたレコードスケジュールの実施、現用公文書を作成したそばから定期的に重要な文書となりうるものはその旨管理しておくことが必要だと思う。

最後になお残る問題として、公文書管理条例を制定するかどうか。公文書管理条例の制定は、道内では札幌市とニセコ町のみである。一般的に行政事務に関する法令は公務員に対して性悪説で規定されているが、公文書の管理に関しては性善説、公務員は悪いことをしないだろうという性善説で運用されていて、国ではなかなかそれがうまくいかなくなっているようなので、やはり管理については条例化する必要があるのではないかと考えている。市長部局以外の実施機関の公文書についても、条例化しないと制度的には私どもから教育委員会にアウトリーチするのは難しいので、条例化した方が委員会の資料も歴史的公文書に残しやすいかと考えている。

あと廃棄に当たり外部機関の審査を経るなどの手続を設けるケースが多いが、そうすると私どもの今の体制では難しい部分があると考えている。なので、なお残る問題として残しておいた。

それから、意思形成過程の記録が残る仕組みをどのように構築するか、これも公文書管理条例で会議の記録を残すように規定しているケースもあるが、そもそも論として予算とか条例とか施策の策定ルートが見えていないというのが当市の状況なので、そのルール化がまず必要であろうと考えられる。意思決定するに当たってどのようなルートを通して、どのような会議を通過したらゴーサインが出た、というルート上の意思形成過程について、この意思決定を通過したものについては記録として残す、ということにしないと意思

形成過程の記録の把握はできないのではないかと考えている。それをどのように構築するかというのが課題かと。

それから、記録をきちんと残そうという組織風土をどのように醸成するか。条例なんか作らなくても記録をきちんと残している団体もあるし、条例があればすべて解決するのかというところでもないと考えている。組織風土をどのように調整するか、色々な方法があると思うが、会議要旨の作成義務とか口頭復命を原則禁止するとかそういう方法があると考えているが、ルールを決めたからといってすぐにはできないと思う。少なくとも職員の研修というのは構築していかなければならないだろうと、必ずすべての職員が一定の時間以上の講義を受けるような仕組みを作っていかなければならないかと考えている。

それから、職員減に備えシステムを省力、低コストで運用すること。今後職員は減ることはあっても増えることはないと思うので、文書管理のシステムが少ない力でできてしかも低コストで運用するというのが非常に重要と考えている。これについてはもうあらゆるものを電算システムで、文書管理システム、起案システム、会議録の管理システム等色々なシステムがあると思うが、こういうものを使って運用していかなければいけないと考えている。

それから、公文書館機能を発揮するための施設及び体制について。これまで施設のことにについては触れていないが、予算の問題、財源の問題もあり私どもの方からはこういうものが必要だと申し上げられなかった。しかし私どもの今保有している保管スペースではそろそろ限界というのが事実である。さらに利用者のための閲覧スペースや職員のレファレンス能力の向上、地域資料の収集分析などの作業を賄える人員の確保、こういったことが沢山ある。今の体制のままで目録が公開できたとしても、システムもないので申請の記録とか閲覧の記録ログ管理やメタデータといわれる資料の背景情報、こういうものをきちんと残すというのは難しいと思う。施設も含め体制も含め覚悟は必要と考えている。

最後に公文書の完全デジタル化までは何に手をつけ何に手をつけないか、財政状況に左右されると思うが、公文書が完全にデジタルになると文書の分類や整理保管の考え方は大きく変わらないので文書管理システムから手をつけるのが良いかと。

先日美唄市はファイリングシステムを行っているということで視察に行ってきた。美唄市は文書管理システムが入っていて起案と同時に文書管理ができるようになっている。ファイリングシステムはバーチャルファイリングシステムの擬似的なものでファイルボックスというのをたくさん置いて上から入れるような形になっているが、それが起案した段階で文書管理システムに登録されるのでもうほぼ100%公文書を把握しています。システム自体も低コストなので我々でも手が届くようなもの。そういうのも含めて考えると文書管理システム等を先に入れてデジタル化に備えていくのが良いかと考えている。

簡単に今までの頭の中を整理するために文書とドキュメント・アーカイブ、

文書を作成したのが文書主管課、文書を総括するのが私ども、それから公文書館・書庫も私どもだが、文書が固定されて記録になってそれが重要なものはアーカイブとして残ると、現用文書の管理はレコードマネージャーがして非現用文書はアーキビストが管理する。若干私どもの理解が足りないところもあるが、こんなイメージでとらえていただけるとわかりやすいかと。

【山田会長】:今の説明に対して何か確認したいことや、意見などあればお願いしたい。

【石黒副会長】:整理されていて非常にわかりやすい。

【山田会長】:前回ファイリングシステムとか中間書庫というものについて説明なしにスタートしてわかりづらいということがあったが、今日の説明でどうか。

【及川部長】:山田会長、道庁ではデジタルファーストという部分の取り組みというか方向性というのはどのような形で捉えていますか。

【山田会長】:今のところあまり見えていないが、私の印象では、道では平成15年度に文書管理システムを導入しているがなかなか電子率が上がらないという状況が続いている。今回国でそういう方針が示されたということだが、実際のくらいそれが実現していくのかはやはりまだ見えないところがあると思う。その動きを待つて何かするというのは難しいというか、遅れてしまうのではないかと思うので、そういうのがあることを認識しつつも、今回現用文書の管理の適正化ということについては着手はした方が良いと思う。

【及川部長】:やはり電子率が上がらない理由は何か。

【山田会長】:まずは文書が、申請等が紙でくるものは紙で始まってしまうので、その部分。それからある程度以上の決裁権者、回付先がある職以上になると紙にしなくてはならないというルールがあり、最後まで電子でいかない。あとは添付資料がかなり膨大になると電子では非常に見づらいということで逆に紙にしてしまう等、色々な理由があるが、なかなか電子化率が上がらないというのが現状である。

【及川部長】:ということは課長専決のものについては数も多いしルーチンなものも多いので、電子の方が使い勝手がいいというような形で、それ以上のものについては永年保存とかそういうものになるのでしょうか、そういったことを意識して紙ベースというかアナログで残しているのだろうか。

【山田会長】:保存というよりは電子で回りにくい、部長以上だと部をまたがる等、そういうときは途中から紙にするというような成文化されていないルールがあって、あとは台帳等更新していくものは、紙でずっと残る。データベース管

理しているところもあるかもしれないが、紙台帳でやっているところの方が
多い。そのシステムで見える電子化率・非電子化率の他に財務系の書類等、
元々様式がある紙でやっていたものは取り込まなかったもので、そういうもの
も含めるともっと非電子化率が高いのではないかと思う。

【事務局】：伝票関係は電子化されていないのか。

【山田会長】：財務システムはあるが、最終的に帳票を打ち出してそれで決裁したり保
存したりしているので、復命書や物品購入といった契約関係等、様式がある
ものも紙。

【及川部長】：予算編成は紙ベースか。

【山田会長】：紙でやっているのではないか。

【及川部長】：なるほど。

【山田会長】：話がそれるが、先ほど意思形成の過程がわかりづらいという話があった
が、予算等は紙が行ったり来たりしてだんだん修正されてこれが最終版とい
うような形になるけれども、別に誰かが決裁しているわけじゃない、査定の
担当者がいいと言ったからこれでよい、という感じで意思決定される。最終
的には決裁されるのだろうが。

【及川部長】：結局その辺を一番端的に表した資料が最終の形でそれは財政の方で残っ
ているのか。

【事務局】：手書きでメモしているのは財政に残っている。担当者の残したメモで。

【及川部長】：結局それで別に決裁を取っている訳ではない。

【工藤委員】：財政課でやる査定段階で、事務の課長クラスのレベルの記録は残らない。
そのやりとりだけである程度決まってしまうから。市長も入れた部長以上
でやるヒアリングのときには記録は取れるけど、その前の記録まで取ると膨
大になって、記録を残すための仕事が予算を作る仕事よりも大きくなりすぎ
て、意味がない。ただ意思形成過程が不明確だという問題はある。

【及川部長】：どの断片の記録を取れば意思形成過程の記録として有効なのかというこ
とは、僕らも長年担当していても、どこからというのは微妙だと思う。

【工藤委員】：社会的な影響というか、市内の状況というのが、今市民はこういうこと
を求めている、ということは市長が外回りで一番良く把握していて、担当者

に対してその時に頭の中に入っている言葉を、これはどうなのかという形で投げかけて、それによって担当者は、今は市民がこういうことを望んでいるのか、ということで市の施策を作成する形になる。

その過程が記録になるのかというと、なかなか記録にはならない。職員より市民の情報を持っているのは市長。なんでこんなことを知っているのかということまでも、市長は直接市民とお話する機会が多いから知っている。そういう意味で僕たちの持っている情報量と市長の持っている情報量は全然違うということを経験として思っていた。だから予算等や条例を作るにしても、そういうことがきっかけということがよくある。市長から言われて担当者がそれについて勉強して作っている。あとはいうならば市長が指示したことのバックデータとして条例ができる等という形になっている気がする。

【事務局】：市長の頭の中を記録させてもらって一番いいのかもしれない。少なくとも市長の発言が記録できるような仕組みであれば。

【工藤委員】：新たな政策となると、やっぱり市民が何を望んでいるのかは本来担当が一番知らなければならないのだろうが、担当者は窓口に座って、来るお客さんに対して対応している。逆に市長は表に出て色々なところを回って、直接市民の意見を聞けるというその情報量の違い。だから組織としての意思が決定される過程において、初めはトップダウンであとはトップの意思につなげて決裁が作成されているから、下から上へ決裁が進むと、ああなるほど、とぱっと見ただけで通ってしまうということが多々あるように思う。

【及川部長】：ある日突然施策が出てきて、だけどその前段というのはきっとあって、市長が例えばその担当部局を呼んでこういう話があったと、それについて考えろという指示があって、そのような思考を組んだものが出来上がって、決裁として上がってきている。ただそれが何となく突然上がってきたように見えて、どうしてこれが今ここにあるのかというところがわからないという。

【工藤委員】：他の人にはわからないという状態。市長とその決裁の文書を作る担当はわかる。だけど他の人は何で急にこれが出たのだろうかということはある。

国レベルはよくわからないけど、忖度という言葉が今流行っているが、官僚は自分たちがやりたいことを国会議員とか大臣を通じて文書を作って、トップダウンではなくて下からこういうのがあります、と言ってやっていることが多いと思う。

国レベルで総理大臣から指示が出ることは、色々なことがあると思うけれど、それよりは官僚レベルから上がってくることが多いと思う。それはもう市町村レベルと国レベルでは全然違うような気がする。国は市民の声を直接聞いてくるわけではないので。

市も市長が一番市民の声を聞いてくるので、そういう政策過程は末端の市町村レベルと道レベルと国レベルではそこそこで全部違うような気がする。

だからこのデジタル化についても国で改ざんしたから、官僚がこういうことをやらなければならないと言ってやり始めたのではないか。

結局文書管理は色々なやり方があるかもしれないけれど、何より職員がどういう形でやったらいいのかを日々研鑽しないと、なかなかきちんとしたものができないと思う。

【事務局】: 意思形成過程についていうと、それこそ市長から担当部局に指示があったときに、担当部局内だけで内容について詰めていく。詰めているところが会議名やタイトルがついていない単なる打合せみたいな感じになっていて、そこで話し合った結果が書類になって、こういうことをやります、と急に出てきたような形になっているのかと今思った。

【工藤委員】: そういうこともあるし、一つの課でできない部分は関係課が課長レベルで集まって、事務担当レベルで集まることはないので係長以上で各課集まって、一つの課でできない分は分担してやるという形はあると思う。

【事務局】: そういう名前のないような会議の会議録を、こういう経緯で市民の声があって、指示があって、今検討しているという体で残していると、意思形成過程が具体的に見えてくるということになる。

【山田会長】: 発端が何かというのは意識して文書化しておかないと絶対に残らないと思う。協議会等といったところで出た意見に基づいて何かやるといった場合はわりと書きやすいと思うが、上から指示があって検討を始めたようなものだとなかなか書き起こさないで、こういうのは書くのを常識化していくしかない。

【事務局】: やはり起案するときの様式の作り方等をこちらである程度決めて、この部分を書いて下さいという風に具体化して、皆それを書くようにするといったルールを作ったり、あと課をまたいで担当レベルの打ち合わせ、課長・主査だったとしてもその打ち合わせも会議の概要だけでも書き残すというルールを作る等すれば、意思形成過程が残るようになるかと。会議名で議事録の作成を指定してしまうと必要な記録は残らないので。

【及川部長】: 例えば決定書を作るときにその前段の背景は何かということ等、必要事項をそこに記録していった決定書が出来上がるような、そういう仕組みを作らなければならないかもしれない。

【工藤委員】: 昔の伺書というか伺い決裁が、田岡市長になってから決定書になったような気がする。市長は管理組合に行っていたので、伺います・伺いました、といったら必ずこうしました、という結論まで次に出さないといけない。そうすると二度手間三度手間になるので、意思決定をします、という決定書と

いう形の起案が正しいのではないかということで、途中から決定書方式に変えたと思う。

古い起案文書を見れば、必ず何々について伺いますという「伺い」が入っていて、その後決裁が降りてこうしました、こうやりましたという決定書が作られるというパターンが多かったと思う。

今はもう決定書になったから、決定書を作るときに背景等をきちんと書かなければならないのだろうが、なかなか長く書かない。簡素化で書いちゃうから。一時、長く書いたら頭の文が長すぎて何を言っているのかわからないという時期があった。今の市長は決定書を簡素化でわかるように書けという指示が多かったような気がする。

【事務局】：今市長は決定書がかなり劣化していると思っているようだ。

【事務局】：やはり決定書に書くべきことは項目分けして雛形がある方が、おそらくみんなやりやすい。

【工藤委員】：文書の研修は新人研修のときに一回くらいやったことあるけど、後はない。文書管理をきちんとやるのであれば、研修をかなりやらないとすんなりできないと思う。今の簿冊方式からファイリング方式にするとしても、これでいいのかと迷いがあると、結局は簿冊で綴ってしまう。切り替えるときのことも含めて結構事務的には大変ではないかと思う。

【石黒副会長】：おっしゃるとおりだと思う。

【工藤委員】：美唄のファイリング方式にしても、多分ロッカーを開けるとボックスに入っていてそのボックスの箱一つが今でいう簿冊になっているのだろう。

【事務局】：ほぼそういう状態。

【工藤委員】：それで決定書のファイルを入れていくというのは逆に言うと探すのが大変ではないか。ボックスを全部出して、その中にファイルを入れて、また見出しをつけなければならない。だから事務的にはファイリングも良いようだけど、すごい手間暇がかかる。パソコンで見出しを打つと出てきて、ファイルに貼るという形にしなければ。

【事務局】：それはなっている。

【工藤委員】：そういうことをしないと二度手間三度手間になって、後から探すときに箱を持ってきたはいいいけどどこに書類あるのかわからなくなる。

【山田会長】：ニセコもそのフォルダ名システムから出す方式。起案のときに表題とフ

オルダ名みたいなものはシステムから出す。

【事務局】：大分類、中分類、小分類を入れないと起案できないので、自動的にどこに入るかはだいたい決まる。

【及川部長】：それをやることによって綴じてヒモで縛ってしまっていて本になっているもので、その中に永年保存のものと永年保存じゃないものが混在するということは、今はなくなっているのか。

【事務局】：今も混在している。

【及川部長】：冊子は永年保存になっているけれど、中身の部分は永年保存ではない起案文書も入っているということはあるように思う。

【事務局】：例えば、私が管理している書類で統計の表彰関係書という簿冊が永年保存になっている。

【工藤委員】：関係書というものが良くない。「関係書」になっているから関係しそうなものが何でも綴られて混在する。

【事務局】：表彰の対象者を推薦する。例えば大内賞とか大きな賞があるが、受賞者の記録は残しておくべきだけど、市内の受賞者はほぼいない。ということは道との往復文書しか残っていないのに、永年になっている。誰が表彰されたかを記録としてそれだけ残せば良いのに、不要なものまで入っている。

【及川部長】：そういうのがファイリングシステムであればその中からチョイスして永年の決裁だけを残せる、と。

【事務局】：どちらかというとファイリングシステムは保存年限を有限化する方が、それができると思う。その中で残すものと残さないものを選択する。

【工藤委員】：だから文書統括課に引き継ぐときにはその余分なものがある程度なくなった状態で引き継がないと、簿冊でそのまま来たらもうお手上げになる。文書の内容は原課が一番わかっているはずなのに。

【事務局】：レコードスケジュールで目録の中でこれは残すべき、となっていて、それにフラグを立てておけばそれだけ抜いてあとは全部捨てることになるかと。

【工藤委員】：その見出しの付け方が非常に難しい。それを間違うと残すべきものがそのまま捨てられるということになる。

【事務局】：関係書というのは一番よろしくない。

【山田会長】：ファイリングシステムは一番最初に捨てるためのシステムとして導入されているので、捨てやすいシステム。

【事務局】：どんなシステムにもメリットとデメリットがあると思うが、どのくらい我々の手数を減らしてくれるのかは今は把握もできないし、管理するのもハンドリングが多すぎるので難しく、担当者としてはそろそろ限界かと感じている。

【山田会長】：最低限、起案なり報告なりをするときも、表題をシステムに蓄積していくというところまではやった方がいいと思う。そこから先どのくらいやるかは財政的な問題もあるかと。

【事務局】：簿冊でも結局目録だけは電子で全部残るようにしたい。決定書ごとに。

【山田会長】：そこは道でもかなり探すのが楽になっている。

【及川部長】：道でもそういう決定書の研修というのは何かあるのか。

【山田会長】：新採のときの研修くらいしかやっておらず、なかなか習熟しない人がいる。研修の対象は文書を作る人よりも上の人への研修をした方が良く思う。道ではやっていないが、結局起案文書のチェックをするのは上の人なので。

少し前に話題になった議事録不作成の問題も、上の人が議事録を作ったのか、決裁回ってきてないぞ、と言えはきっと作っただろうと思う。

あと文書管理システムが導入されているのに文書管理システムに案件の登録を行っていない決裁に対して、これは文書管理システムに登録しなければならない、と上の人が言うような組織にしていかなければならない。だいたい決裁を起案する下の人に研修をやっているんで、下の人が電子でちゃんと作成しても、決裁権者がこんなものは作らなくて良いと言い始めて、なかなか進まない。研修対象を上の人にした方が良く思う。どういうシステムにするにしても。

【事務局】：先ほどの決定書の背景の話も、決裁権者がこれ背景書いていないじゃないか、と戻せば済む話で。

【山田会長】：昔、すごく細かい上司がいたときは色々書き方を教えてもらうというか、何十回と返されて書き直すという感じであった。今は人も少ないし、なかなかそんなことはやっていられないと思うので、やはり的確な指示でうまく起案させる上司を作る方が効果的かと思う。

【工藤委員】：電子決裁にすると添付資料もPDF化されるのか。

【事務局】：ファイル形式までは聞いていないが、PDF等の画像ファイルになる。

【工藤委員】：電子決裁のときにPDF化していないと添付書類で開いていくのか。電子決裁でやっていないからわからない。画面を開いて添付されているものをいちいちクリックして中を見ることをしないと文書は出てこないのか。

【山田会長】：今の道庁のシステムはそうになっている。まず開くといわゆる鏡の部分が出てきて、表題等が出て、趣旨があってあとは添付書類が付いてくる。その添付書類は何でも付けられる。ワープロでも表計算でもPDFでもいい。何でも付けられるので、場合によっては表計算等の後ろのシートは決裁資料ではないのに、それも付けたまま回るというミスもある。

【事務局】：国で行う電子決裁は一般的に改ざん防止の措置が必ずされると思う。

というのは起案の表紙と添付書類をファイルでアルゴリズムの10けたくらいの数字にするので。圧縮をかけるようなものだが、その10けたの数字を記録しておいて、後から見つかった書類を同じアルゴリズムで数値化したときに数字が一緒だと改ざんされていないことが確認できる形にするとのこと。だからファイルは何でも良いはず。道のシステムは多分そこまでされていないと思う。

【山田会長】：道のシステムは決裁後に軽微な間違いがあっても差し替えなければいけないときは、権限のある人が決まっているので、その人に言って差し替えてもらう。当然そのときに決裁権者にこういう間違いがあったので差し替えるという了解をもらってやっている。数字が一桁間違っている場合等は、直さないと困るので。

【事務局】：国のだとそのログも必ず残すと思う。なので、元のアルゴリズムで出した10桁の数字もすべて残った状態になるはず。そのやり方がそのまま自治体まで下りてくると、我々もそれをしなければ成らないかと思う。ただのPDFにして一緒に保管しておけばデジタル化かという、そうではない。改ざんされていないことを証明できるようにしておかないと、デジタルファーストとは遠い世界ということになってしまう。

【石黒副会長】：前は研修報告に行きつかなかったが、今日も時間がきているので、研修報告をしてから今の具体的な話を進めていくべきかと思う。

【山田会長】：提案があったので、研修報告をお願いしたい。

(資料 02～06 の説明)

【事務局】：今年の1月に国立公文書館のアーカイブズ研修Ⅱということで、主に公文書の利用や普及というテーマで講義を受講して、具体的なテーマについてワークショップという形でグループ討論をした。

講義の内容については、1個目が「公文書館とアウトリーチ」という講義で、アウトリーチというのは公的機関の側から積極的に働きかけてサービスを提供する活動ということ。公文書館というものが存在することや、そこで保存されている歴史的公文書や資料を市民の方が利用できるということを市民の方に知っていただくという、基本的な部分を「アウトリーチ」と言う、という話。

あと、アーカイブ資料を利用できるとわかっている方々だけではなく、利用できることを知らないし利用しようとも思っていない方々や、潜在的な利用者にもサービスが行き届くように情報提供するという部分が強調されていた。

アウトリーチの可能性ということでは色々な手法があるので、外部に対して公文書館の仕事を宣伝する方法としてウェブサイトやSNSを使ったインターネットによる発信、あとデジタルアーカイブや目録の公開につながる話で、セクション内のアイテムと情報の共有ということでアーカイブズが持っている情報を外部の人たちが見られるようにするということが挙げられた。

アウトリーチというのは、今までのところは外部に対する働きかけだが、行政組織内部におけるレコードマネジメントや親組織の資料をアーカイブズで管理していて、これを組織内の人間が使えるということを組織内の人間に周知することも含む。意外とこの働きも重要だと思う。

今行政資料館の機能を考えていく上でどんな機能が必要なのか、期待されているのか、という議論もしているが、こういったアウトリーチ活動によって外に対して発信して、外からの要望を聞くところから、必要な機能を考えていくことも一つの方法ではないかと思う。

組織内におけるアウトリーチの部分では、これも組織の中で資料や文書を集めてうちが管理していることを職員が知らないと、何で文書を出さなければいけないのかとか、資料を提供しなければならないのか、となってしまう。その部分についても、うちで管理されていれば職員がそれを利用して仕事の質を高めることができるということがアウトリーチによって認知されていくので、その認知度を高めることが大事だと思う。

実例といえるかどうかはわからないが、文書の引き継ぎ廃棄や市誌資料収集の通知メールを出したりすると、原課から文書管理や資料のことで相談がくるというケースが増えている印象がある。相談していくと原課の中で実は文書が何年分も溜まっていて、どれを捨ててどれを残すべきかわからない等色々な問題が出てくる。相談をして残すべきものを残したり引き継いだりして、廃棄すべきものは廃棄するといったことが行われて業務の改善にも多少つながっていると思う。

外部のアウトリーチでは、市民がうちの集めたものを使えるようにするにはどうすればいいかという問題があるが、これについて現状の石狩市の規定

ではどうなっているのかということを別の資料でまとめた。

歴史公文書等の利用に係る法体系石狩市という資料で、まず歴史公文書というものが石狩市でどういうふうに規定されているのかを記載した。

歴史公文書という言葉は現状の規定の中では使われていない。よって文書総括課に引き継いだ文書は歴史公文書なのかということそうっていないが、結局ここでまとめた中で言うと、有期保存の文書の中で市誌資料として選別収集されたものや、永年保存文書が今もあるので、文書総括課で引き継いでとってある以上は歴史公文書に近い扱いになっているという状態。

それらの文書総括課で持っている文書を市民の方が利用する場合について、これらを公開する規定は情報公開条例と個人情報保護条例以外、今のところない。

情報公開条例で歴史公文書にあたるような公文書や市誌資料として集めた地域資料を公開するのであればどうなるのかということで、この情報公開条例の規定が現用文書の開示請求の方で開示の可否を判断するための基準というような形となっているので、非現用となって長い時間が経過している文書や資料を開示する場合に、この基準を厳格に当てはめると公開できる文書や資料が少なくなるというおそれがある。

あとは手続が煩雑という問題がある。資料等で一見して個人情報等開示できない情報が含まれていないという判断ができるようなものもあるので、これらについても全部情報公開でやるのは、請求者にとって非常にハードルが高い。

歴史公文書を情報公開条例で公開し続けているという例も一応あり、豊田市が情報公開条例でやっていて、豊田市は公文書管理センターという名称のところが、そこで歴史公文書、非現用となった文書を扱っている。

情報公開条例の中に目録の作成義務を定めた条項や時の経過の考慮の条項等を設けて、それで非現用の文書を開示し、利用できるようにしている。

うちも新しい条例等を作らずに利用をさせる場合にはどうしたらいいのかという観点から考えると、資料の2ページに移管後の特定歴史公文書について簡便な方法による利用を定めている例があり、これらは北大や札幌市等、文書館のある組織の規定を並べているが、そういった規定をうちでも何らかの形で設けることになる。

利用する場合には利用制限事由に抵触しないかという判断をしなければならないので、公文書管理法と石狩市情報公開条例、豊田市情報公開条例で利用制限事由がどのような形になっているかをまとめてある。現用文書と非現用文書でほぼ全く同じ規定になっている部分と違っている部分もあるということで、その違っている部分についてやはり条例上の規定プラスアルファで何か定めを設けなければいけないということと、あとは簡単に利用の可否が判断できる資料について簡単にらせる手続を決めておかなければならないという観点で、最後のページのところの石狩市歴史公文書等利用要綱という案を入れた。

これが豊田市の歴史公文書の利用規定や札幌市や北大の文書館の簡易な利

用手順の規定等をうちで別途設けるという想定で作成したものである。情報公開条例を改正するのであれば情報公開条例の中にこのような規定を設けるということも想定できる。

また公文書管理条例を新たに作成することも想定でき、他にも文書管理規程を改正してこのような規定を設けるという方法が考えられる。

これを広い意味でのアウトリーチと言ってよいのかわからないが、利用のためにできることの具体例になっている。

研修の講義に戻ると(2)アーカイブズの広報を考えるという講義があり、これは公文書館で広報活動を行うということを重視しているという内容。

ただ利用者が来るのを待っているのではなくて能動的、積極的に公文書館側から動いて、社会における公文書館のニーズを把握するという話。

公共施設も最近はポリシーやニーズのない施設は淘汰されているが、公文書館等歴史系の施設は社会の中での需要が増加傾向にあるとのこと。増加しているとはいえ、ニーズを積極的に把握して存在価値を高めるという観点が必要と思われる。今資料館について検討しているが、役割や存在意義を外部や市民との関係性の中でとらえていくことが大事になると思う。

あと地方文書館の事例報告ということで、福井県文書館では資料目録をWeb公開したり展示内容をホームページで紹介していたり、展示そのものをデジタルで公開しているとのこと。展示の写真や映像をWeb上で公開している。Webでも見られるし、Webで見て実際に見に行くということも目的としている。

三豊市文書館の報告では、とにかくできるところから文書館の機能をやっていくというスタンスを教えていただいた。公文書に資料請求番号を付けて写真パネルにして展示する。原本を見たい方はこの番号で利用請求をして下さいということで、それによって利用請求しやすくなる。

地域のイベントに便乗した企画展や、他の機関とコラボレーションした出張展示で注目を集めることもやっている。

その他庁内向け市民向けにも文書館体験講座や研修で、実際に市民や職員に文書館の業務を体験してもらうこともやっている。市民に実際の業務をやってもらうことで、何かわからない収集資料があった場合にその資料に対し市民の方がコメントを書いてくれて、それでその資料が何かが判明するというエピソードがあった。

海外の公文書館でも市民アーキビストをやっているところがありまして、Web上に古文書を載せてその古文書を市民が解読して書き込むという活動で、これに似た形かと思う。文書目録についてもシステムが入っていないのでエクセルで作成したものをPDF化してできるだけホームページに載せる等、予算がなくてもできることをやっていくとのこと。

別の講義で、「新学習指導要領における資料を踏まえた考察に向かう歴史学習」ということで、学習指導要領の改訂で小学校から高校に至るまで資料館や公文書館等の資料活用や調査・見学を行うことが決まったとのこと。小学校・中学校でも地域史の学習が導入され、今後歴史の学習をする際に暗記科

目ではなく資料を使った考察・検討をするとのこと。新要領では生涯学習にも言及があり、子供たちが学校を卒業した後も資料と接して生涯学習を行うことが望ましいとのこと。新要領で公文書館や資料館の資料を用いることが明記されているので、公文書館機能としては小学校から中学校、高校の学校の関係者や生涯学習の講座を受講する一般市民の利用が拡大することを意識した設計をする方が良いと思う。

すでに市の所管である小中学校において新要領を踏まえた考察研究型社会科授業の実施が始まっているとのこと、その中で行政資料、非現用と現用の公文書を資料として使用した例があるそうなので、今から紹介していただく。

実際に公文書を使ったということで、教育現場から市役所の行政資料へのアクセスやレファレンスの需要があるという事例について石黒先生に説明していただく。

【石黒副会長】：泉さんから具体的にこの学習指導要領改訂に係わって石狩市でどんな取り組みをしているかという質問があった。今回の学習指導要領改訂で、アクティブラーニングということがかなり強調されて、それが途中から使われなくなって言葉としては主体的で対話的な深い学びということでこれをベースにして進めていくことになった。

今は完全改定に先立つ移行期間の段階で、石狩管内では管内教育研究会、石狩市内では教育振興会という団体があって具体的な施行を進めている。これに係わって私も指導する立場があるのでその事例を説明する。

今年度、昨年11月にこの石狩市教育振興会の学校課題研究会、学校は今何を課題としているのかを共通して考えようという会があって、持ち回りでやっており今年は浜益中学校で実施した。

そのときに地方自治と私たち、地方財政の仕組みと課題という単元で学習を行った。この学習をしたときに教科書の配列からいうと地方財政というものが重点になる単元だったが、この授業では浜益村が石狩市と合併した際にどのようなことがあったかを重点にして考えた。

当初は市役所の財政課や図書館に足を運んで資料収集したようで、実際授業を作る中で子供たちに考えさせる課題のまとめとして想定したものが、すごく否定的な内容になってしまった。国から地方公共団体へ支出される地方交付税交付金や国庫支出金が減額されることにより依存財源の割合が大きい浜益村は人口減少で少子高齢化が激しいため、村として維持していけなくなるから合併した。

私も浜益にいて、合併当時は厚田にいたので、村の状況はよくわかっていて、そのとおりだと思うが、浜益は高校を閉校した後に義務教育を終えると必ず村外に出て進学しなければならない状況なので、どうやって子供たちの郷土愛を育てるかということも非常に大事な要素として考えると、授業者自身がこの内容はどうなのかと迷っている、と相談を受けた。この授業の構想に当たっては学習指導要領にも書かれているが、多面的多角的な視点ということを重視した

いと思っていたので、それならば自然を活かしたまちづくり、農林水産業、そういったものは必ず含まれて考えなければならないということをアドバイスし、合併当時の協議の中でもそういう積極的な未来像が意識され、現在にもつながっていて観光振興や産業等、非常に豊かな石狩市のイメージが具現化されているので、そういったものを重視して授業作りを行ってはどうか、ということで話をし、行政資料を提供した。その具体的なものが合併まちづくりプラン、合併協議会ニュース、第5期の市の総合計画、それから沖上げ音頭を活用した地域再生のような私の書いたものを使って11月16日に授業を行った結果、子供たちの中から積極的に合併に取り組んでいって今も課題はあるけれど、そこで何をすべきかというものが出てきたとのこと。考察探求型社会科授業というのが実際に行われていて、これは市内から多くの学生が集まって見えて、これが先行した事例として今後普及していくことになるが、教育現場の中からの行政資料へのニーズがあることを、私も改めて感じた。

歴史的な資料が教育現場で活用されているというのは事例としてあったが、生々しい現用に近い行政資料も子どもたちの判断を作るために必要になる、と。

学習指導要領の改訂に伴い、授業作りのために学校が資料を求める場面が今後大幅に増大すると思う。市民が積極的なまちづくりのために行政資料を求めてくる事例も増えてくるだろうと思う。

そうすると行政資料を一括して管理する部署なり担当があり、目録が公開されているということがこれからの教育や職員にとって極めて大きな意義を持っていると思う。

そういった面で行政資料館の懇話会が現実生まれつつあるニーズに沿ったものであり、そのニーズにいかに関わり積極的に応えるかということを考える必要があると、質問にお答えする中であらためて資料を見て感じた。

利用者の立場としてこの文書のあり方等を将来に向けて作っていくことを考えるきっかけになった。

【及川部長】: 大変よくわかる。うちの例では災害が最近大きなキーワードになっている中で、一昨年の浜益の大雨災害でこういった被害があったかという具体の報告書というのがある。

それは議会には報告事項として提出されて説明しているが、そういったことがこういう資料があるということまでも、市民にどのくらい認識されているかと考えると、意外とどんな規模の災害だったのかということを知りたい市民もいらっしゃるのではないかなと思う。

そういったものが、先生がおっしゃったような現用文書の積極的な開示というか、市民のニーズとしてもあると思うし、それに答える必要があるのではないかなと思う。

【石黒副会長】: 教育の中でも防災について扱うというのがしっかりある。小学校でいうと5年生の理科で河川の問題、6年生で社会科で防災というものがある。3年前から次年度まで含めて国土交通省の委託を受けて防災教育のモデル授業

を今やっている。危機管理の方から相当資料を提供していただいたりして充実した内容になってきているが、そのような中でも具体的な授業作りをするに当たって、例えば岡崎文吉の過去の事例といった歴史的資料もニーズとして求められるが、やはり具体的な災害の状況を表す資料、防災マップなどはかなり重視されるので、授業作りに当たってはそのような多様なものが必要になってくる。

その時どこに行ったらいいのか、どこに訊いたらいいのか、どんなものがあるのかわかるということは、本当に有意義であり、これからの授業を作る上でも大事なポイントになってくると思う。

【山田会長】: 行政が保有する情報をどう市民に見せるかということで泉さんの試案のようなものがあつたが、情報公開と公文書館、公文書管理条例ができているところでの方法というのは情報公開であれば開示請求審査開示、公文書館だったら利用請求審査公開ということで手順は似ているけれども、情報公開という制度を使うということは、市民にとっては敷居が高いというか、開示請求をしていいのかという感覚はあると思う。

見たいなら見せますよという感じを受けてしまう。市民の参加ということを目的にしてやるので、情報公開制度でどうにかするよりはもっと積極的な公開を望みたい。その方が学習としても使いやすいかと。

私も公務員なのでその感覚が強いのかかもしれないが、情報公開請求が来ると身構えてしまうという内情を知っていると自分ではしづらい、敷居が高いという感覚をどうしても持ってしまう。

【及川部長】: 隠しているものを見せろというような、本来はそうではない。

今の時代としては知る権利というか、情報自体は市民のものでもあるという考えの下であれば自分たちの情報なのに開示を請求するという手続もどうなのかという思いは確かにある。

【山田会長】: 情報公開制度のたどってきた歴史というか、実態としては行政に文句をつけるための下準備としてやる感じがずっと続いていたと思うので、そういう感覚になってしまうのではないかと。手順自体はあまり変わらないけれど位置づけとしては情報公開でよいのか、と。

【事務局】: 情報公開条例では制度自体に積極的に公開するよという規定はあります。それはオープンデータの話につながってくると思う。請求される前に見せられるものはすべて見せてしまえと。先ほど言った防災の関係も開示しようと思えばできると思う。今音頭をとる部署がおそらく我々だと思うが、やっていない。

【山田会長】: 開示と提供というのがあると思う。情報提供、開示請求されてからするのではなくて積極的な提供というものがあると思うが、それも確かに規定はさ

れているけれども、やはり少し使いづらい。公務員ではない人はあまり感じないかもしれないが、自分が公務員だとどうしても情報公開で見るようにと言われていたら見せる気ないのかと思ってしまう。

【石黒副会長】：今話題になっているのは提供をどうするかという部分だと思うが、具体的に利用者の視点から話をしてきた中ではやはり大きく話題になっている積極的な公開、これがやはりこれから必要になっていくのではないかと強く感じる。

これから提言などをまとめていくことになると思うが、そういうときに積極的な公開というのがこの場でのコンセンサスだということは入れていただきたい。

そのうえでどちらの制度を使うか、情報公開条例の改訂でいくのか公文書管理条例を作るのかということについては、予算の問題やその仕組みの問題があると思うのでそこまで今踏み込んだ結論は出にくいと思うが、そこは積極的な公開ということを可能にする道筋をどうするかということで、専門の担当でより精査しながら考えていただくことになると思うが、まずは積極的に公開していった今の教育の場面や市民のニーズが求めているものに答えられるような、そういう行政資料の活用のあり方、資料館の見通しを持っていくことを記憶していただければありがたい。

【山田会長】：せっかく公開していこうということであれば、使いやすい制度にすることによって利用が促進されるというふうになると思う。

条例化するべきかどうかという話が今あったけれど、最初の説明の中で教育委員会といったところも含むためには条例化した方がいいのではないかとということもあった。

それから歴史公文書といってもやはりまだ見せられないようなものもあると思うが、そういうものを今まだ見せられない、としたときに、利用したい人が不服を言ってきた場合の仕組み作りとかそういったことを考えると、公文書管理法やそれを受けて作られた管理条例を持っているところの仕組みになる。

そういったものは参考になると思う。あえてそれを回避する別の方法を考えるよりは、公文書管理法を石狩市でできる範囲で移植していく方が整合性のあるものが作りやすいかと思う。

道に今のところ条例がないのにそこまで言うのか、というところはあるけれど。

【石黒副会長】：今おっしゃっているのは本当にその通りだと思う。

一つだけ具体的に簡単な例を。市民カレッジで20周年記念で石狩小学校の歴史についてというテーマで教育委員会の村山会長が話していたのですが、そのときに学校の記録をかなり活用した。古いものはあまり問題はない。中くらいの年代、昭和途中あたりがやはり名簿ががっちり載っているので一般的な開示はどうするのかというふうになってしまう。

道の話をお聞きすると見せないものについては封をして公開するとのことでしたが、その個人情報に係わる部分をどうしても見たいというものではなくて、その前半の流れを見たいというときに、一部まずいものがあるから出さないというわけではなくて、封印してでも出すという規定が具体的にあれば、それが活用の仕方ではないかと。

そういったことは研修を深めているので、具体的な事例についてはこういった手段がある、という考え方ができると思う。

やはりいずれにしても積極的な公開、これが活用につながるという基本姿勢がベースに欲しいというふうに思う。

【山田会長】：今、国立公文書館が盛んにアウトリーチと言っているのは、公文書管理法で展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないというふうに、資料の利用の促進が規定されているので、一生懸命地方と連携展示を行ったりしている。

道立文書館が今移転を控えていて移転先には展示室がないということで、あまり偉そうなことは言えないけれども、やはり市民のための仕組みだから、使わないのは勝手に使わないだけだ、ではなくて、こういう仕組みを作ったから使ってくださいというアピールをしていくと、それで利用がされる好循環を生むということになると思う。

そういったことが可能になる感じにしていきたい。だから閲覧スペースがあればいいとかいうようなミニマムな感じというのも考え方としてはあるとは思いますが、やはり小さくてもいいから展示スペースや、市民向けの講座をやったりするような余力のあるようなものをぜひスタートしてもらいたいと思う。残る問題の5番の関連で。

【及川部長】：会長、例えばこういうハードの部分については段階的な整備というか、まずは公開の仕組み作りから入って、バーチャル展示のようなもの、原本ではないけれども中のものがデータで見られるようにというところから始まって、その次のステップとしてその原本も見られるし、そこで会長のおっしゃったような市民講座だとか展示スペースというような段階を踏むという方法はどうかと。

【山田会長】：ハード面は段階を踏んでもかまわないと思うが、小さくても展示というと結構労力がかかるので体制の方の問題で、無理な体制ではできないと思う。

整理して提供する以外にもそれをしなくてはならないし、また今後もどんどん新しい公文書からセレクトして受けていかなければならないという仕事もやりつつなので。

【及川部長】：考えたのは、例えばあえてそういう一つのスタンドアローンの建物を建てるということもあるでしょうし、庁舎の中を活用して現用文書もある中で、庁舎の一角をそういう窓口化してやるというやり方もあるのではないかと話

をしていたのだが、そういったことはどうか。

【山田会長】：やはり財政的なこともあるので、それしかできないということもあると思うが。

【石黒副会長】：二回目のときに道のアーカイブの地図展を見せていただいたという話をした。石狩でそういったものを収集した中で、例えばそれを一階のロビー展のような形で行って、こういった組織を作って稼働しているというアピールをするというのも、市民にとっては大きいのではないかと思う。郷土研究会では伊能展をやって伊能地図みたいな形で貼りつけて踏んで歩けるようにしていたけれども、そういった形で広いスペースを活用しながら徐々にアピールしていくって、具体的に見たいときはこういったレファレンスのシステムがあるというように普及していく。

そういったことは村山会長が十分経験されているので、色々学びながら石狩では何ができるのかということで検討していくことも有意義かと。

【及川部長】：もう来年度からできそうな話。今、文書をロビーに置いて。

【事務局】：私どもが持っている地図には名前が入っている。ちょっと難しいかと。

【及川部長】：あとは渋井一夫先生の絵とか。

【山田会長】：展示は色々な複製の物を使えばどんな感じでもできると思う。閲覧のときは貴重なものを見せることになるので、ちゃんとセキュリティが保てるようにする。

【事務局】：貴重なものはない。

【山田会長】：貴重というのはお金になるとかそういったことではなくて、一点しかないのであればその時点で貴重。

【事務局】：それも私の記憶ではない。

【山田会長】：公文書を見せるだとか。

【事務局】：公文書はそう。

【及川部長】：市にとって一番古い公文書はやはり戦後なのだろうか。戦争で焼けているから。

【工藤委員】：市民課にある改正前の戸籍ではないか。法制が改正されたときに法務省

から引き継いだのが多分市民課に置いてあると思う。

【及川部長】：出せるものではない。

【工藤委員】：土農工商の身分が載っている戸籍だから。

【及川部長】：筆字で書いてあるようなものもある。

【事務局】：空襲があったときの震災記録というものはある。全員分の誰が亡くなった、誰がケガをしたなどの名簿がある。あとは樽川の方に満州等から引上げてきた人に分け与えた土地の名簿等もある。

【及川部長】：そういうアーカイブをやっても面白いかもしれない。

【事務局】：札幌市は写真を報道機関から求められることが多いそうだけれども、私どもも広報が昔撮ったネガフィルムが沢山あり、少しずつデジタル化をしているのでそれが公開できればと考えてはいる。

【及川部長】：古い広報をうちでデジタル化したものがある。ああいうものを貼り出す等。

【事務局】：それはできる。ただ個人情報のところは厳選しないと、昔の広報では誰と誰が結婚して本籍がどこでどここの本籍になったということが載っているので、単純に全部見せるというわけにはいかない。

【及川部長】：そういったことも検討したいと思う。

【山田会長】：やはりどういう資料があるかというのは目録があれば探せるかということ、必ずしもそうではなくて、うちでもけっこう相談に乗って資料を出すということが多い。図書館のように開架になっているわけではなくて、書庫にあるものを持ってくるということで、閲覧対応する職員が必要。

おそらく公文書を見せるということになれば開示請求のような仕組みでしか見せないのであれば別だが、公開という形で見せるのであればそういう相談に乗る人や出す人等が必要だろうし、見る場所と書庫との間の部分といったことも考えていく必要がある。赤レンガの中に文書館があるけれども、観光客と歩く道筋が交差していて非常にやりにくいところがある。そういうところは見習わないで欲しい。

施設自体がミニマムから始めるという選択もあるとは思いますが、体制の方は多少人員を付けてあげないと職員がアップアップになってしまうこともある。その面からいっても情報公開でどうにかするのでは、職員が使いにくい。

【石黒副会長】：一番最初の説明の中で、デジタルアーカイブの公開で資料館の所管、連携という事例とおっしゃっていたが、その辺りの具体的な見通しは。

【事務局】：まだ具体的な動きはないが今後、資料館と図書館と打ち合わせをして何らかの形でできればと考えている。

【森本課長】：水面下で図書館の方からは話が来ていて、少しずつ話し始めている。

【石黒副会長】：スペースの問題等色々制約がある中で、デジタルアーカイブについてはそういった制約なしにかなり情報が出てくるので、非常に期待したいところ。
具体的に函館の例が挙げられているが、函館は非常に整備されていて重いものを持って歩かなくて良く、全部見えるので楽。この札幌市史等になると重いものを何冊も持って歩いてということになるので、デジタルを活用したい。

【事務局】：内部的に合意が取れば、町史や村史もPDF化は終わっているのも丸ごと公開したいとは考えているが、一応売り物なのでどうなのかということはあるけれど、そういう時代ではないのではないかと僕は考えている。
年に何冊かしか売れない本で、しかも研究者にとってはいつでも開けるほうがよっぽど利便性は高いのではないかと考えている。

【及川部長】：そもそも売るために作ったわけではなくて、作るためにどうしてもお金が必要であったから売ったという背景もあるから、それを無償で出すのは問題ないという気がする。

【事務局】：出しているところはある。

【石黒副会長】：函館は出している。それは非常にありがたい。

【事務局】：デジタルアーカイブというのは請求される前にニーズのあるものは片っ端からデジタル化する、という意味で、請求されてから開示するというのは、利用請求もそうだが、どうしても手間がかかるので、我々人数が少ない中で手間をかけないでやるには、積極的に公開してしまう方が問い合わせは少なくなるというメリットもある。オープンデータの考え方ではあるが。

【石黒副会長】：(石狩郷土研究会の会誌である) いしかり暦も今32号まで作っていて、デジタル化をしている。そういったものも市の共有財産としての価値があるので許可をいただいて公開していく方向で考えているのだが、それを民間の私たちでやるのか、それを市に提供して一括で公開していただくかということも村山会長と相談をしている。そういったところでもお役に立てるようなら関わりを持って積極的に進めていければいいかということも考えている。

【及川部長】:アーカイブのポータルサイトのようなもの、石狩市のそこを見れば色々なものがジャンル毎に載っているというものができれば、それだけでもだいぶ使い勝手がよくなるかと思う。

【山田会長】:先程起案や報告のところを全部データ化した方がいいのではないかという話があったが、ファイリングがいいのか簿冊がいいのかそういう意見はあるか。

ちなみに道庁の場合はやはり文書管理システムはなかなか習熟しないということで電子化率が低いままと申し上げたとおりで、難しいシステムにしないようにしなければならないと思う。

【事務局】:道では決裁は電子上で行っていないなくても、起案自体は文書管理システムの様式で皆作っているという状況なのか。

【山田会長】:紙でやる場合は表題と趣旨と決裁ルートは印刷されて出てくるので、普通に紙決裁で回すとシステムで見た場合は決裁ルートが見えないけれど、表題とか趣旨は見ることで検索は可能。決裁ルートも本当は残っていると助かるのだが、決裁ルートはなぜか紙決裁のときは残らないで電子のときは残る。紙の場合は消えてしまう。起案者と決裁権者だけが残っている。

【事務局】:紙決裁であれ、電子決裁であれ、起案の形式自体は統一されている。

【山田会長】:ただ形式は統一されているけれど、趣旨は何を書いてもいいのでこのことについて次のとおりとする、とだけ書いてあとは全部添付にする場合もあるし、そこにきちんと書き込んでやる場合もあるし、統一がとれているようでとれていない。

あとこういう要素を入れる、という決まりにはなっていないので、目的等項目の欄が分かれていて、それを埋めていくことによってきちんとした決裁書類ができるということにはなっていない。

【事務局】:もし文書管理システムを入れるとしたらそういう設定も最初からある程度考えておいた方が良いか。

【山田会長】:難しいと思う。案件によって入れなければならない欄がかなり違うと思う。欄ばかり沢山あって、このケースではここここしか使わない等というふうになると、また使えなくなる。用意しておくことが裏目に出る可能性もあると思う。

【事務局】:書くべきことはある程度決めておいて、研修でこういうことを書かなければならないという意識づけをしていくことが現実的か。

【山田会長】：案件の種類によってはこういう項目が必要とされている、といったことを研修や手引きという形でやっていくと、あとは上の人研修もして必要な要素がそろっているかどうかチェックする、といった形で両方から攻めていくしかないと思う。システムでやるには、公文書はちょっとバリエーションが多すぎる。

【事務局】：隣の課は別の会社のようなもの。なかなか同じフォーマットでは難しい。

【山田会長】：財務会計システムのようにある程度共通のものを沢山作るのであればそれでもいいと思うけれども、そうではないことの方が圧倒的に多い。

【事務局】：美唄市は中身ではないけれども、文書の引き継ぎのときはちゃんと引き継いでいない課はあとで監査して、ABCランクを付けてあとでそれをイントラネットで公表する。そうするとCが付いた課長職の人は恥ずかしいので頑張るようになる。

【工藤委員】：昔評価システムというのがあった。あれは今もやっているのか。

【及川部長】：今はもうやっていない。

【工藤委員】：あれは評価書を書くのが大変だという。

【及川部長】：大変というかその業務自体が評価の対象になっちゃったりして必要ないではないかという話になった。意外と外部の人が見てどうかというのも面白いのだが。公務員にとっては一番辛いけれど。

【工藤委員】：事業評価は広報に載せたのではなかったか。事業評価をA、B、C等と載せていたような気がする。

【及川部長】：以前は載せた。やはり市民目線でやっていること自体が正しいのかどうかというのは、職員同士でこれはCなのかAなのかといってもどうなのか。

【事務局】：評価するには測定、数値化できないとかなり難しいと思う。

【及川部長】：恣意的になる可能性はある。

【事務局】：KPIインジケーターがうまく作れるかという。

【及川部長】：だけどそういうモチベーションがないとなかなか向上心を維持できない可能性があるから、自分のやっていること自体が正しいと思ってしまわないようにしなければならないという気がする。

【工藤委員】: どちらにしても文書管理にファイリングシステムを使おうが何しようが、少しは職員研修をやってこういう起案の仕方とか最低限こういう項目はきちんと載せる、ということをやらないと。

突然一斉に文書管理や起案の方法を変えて混乱するよりも、だんだんとやれるところからやっていく方が良い。

今こういうことで動いているのだと、市として将来的にどうなるのかという、今後起こるであろう事柄について予め研修させておいた方がスムーズにいくかもしれない。急にやられるとどうしても反感を買うのではないかと。

【山田会長】: たしかに研修はシステム化していなくてもできる。あとは事務局で話されていないトピック等、気づいたことはあるか。

【事務局】: 懇話会を3回やって、2回目でファイリングシステムについて細かい事柄を出しすぎたきらいがあり、今回は大きな視点で皆様方からご意見をいただきたいということで、他の町を視察し、国の状況を把握しながら進めていこうということで、それぞれ専門的な見地から意見をいただいた。

これであれば提言という形でまとめていけると思う。施設に関する事等、ハード面ソフト面の各部分についてはうちで詰めていかなければならない。財政面等色々な課題があるので、いただいた提言を踏まえて細かいところを詰めていきたい。

【及川部長】: いずれにしても積極的な公開は必要だということを柱にして組み立てていこうと考えている。

あとは会長と何回かやりとりさせていただきながら提言案を作るので、会長引き続きよろしくお願いします。

【山田会長】: 提言案について意見を提示しながらまた進めていきたいと思う。

【事務局】: 提言を会長と私どものほうでまとめて、だいたい5月か6月くらいに、素案を副会長と工藤委員にも示して、最終的に提言案という形で次回のこの懇話会の議案として、提言を決めていきたいと思う。

引き続きあと一回程度お付き合いいただきたいと思うのでまたよろしくお願いします。ありがとうございました。

【山田会長】: 以上で本日の懇話会を閉会する。

議事録確定 令和元年5月31日

石狩市行政資料館設立等検討会

会 長 山 田 正 印